

那 監 第 37 号
令和3年8月30日

那覇市長 城 間 幹 子 様

那覇市監査委員	宮 城	哲
同	城 間	貞
同	奥 間	亮

令和2年度決算に基づく健全化判断比率審査意見について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき令和3年8月3日付け那企財第83号により審査に付された、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を提出します。

令和2年度決算に基づく那覇市健全化判断比率審査意見書

1 準拠基準

那覇市監査委員監査基準（令和2年那覇市監査委員告示第1号）

2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による健全化判断比率審査

3 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

4 審査の着眼点

審査の着眼点は、全国都市監査委員会が定めた旧都市監査基準準則第22条別項「第10健全化判断比率等審査の着眼点」に準じた。

5 審査の主な実施内容

市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に算定されているかを検証するため、歳入歳出決算書及び附属書類その他の帳簿及び証拠書類との照合を行うとともに、関係部局から聴取するなどの方法により実施した。

6 審査の期間、日程及び実施場所

- (1) 期間 令和3年8月4日から同年8月19日まで
- (2) 日程 令和3年8月6日 監査委員審査
- (3) 場所 監査会議室（本庁舎12階）

7 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令等に準拠して適正に算定されているものと認められる。

なお、審査した比率はいずれも基準内であり、早期健全化の対象となるものはなかった。

審査の対象となる比率の概要は、次表のとおりである。

健全化判断比率	令和2年度	令和元年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	11.25%
② 連結実質赤字比率	—	—	16.25%
③ 実質公債費比率	9.5%	10.4%	25.0%
④ 将来負担比率	65.0%	64.9%	350.0%

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額が発生していないため、「—」で表示する。

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

実質収支額は、80億8,504万円の黒字となっている。

なお、令和元年度の実質収支額37億1,540万円に比べ、43億6,964万円の増加となっている。

イ 連結実質赤字比率について

連結実質収支額は、256億1,952万円の黒字で、令和元年度の連結実質収支額216億2,331万円に比べ、39億9,621万円の増加となっている。主な内訳として、一般会計で43億6,814万円の増加、その他特別会計において国民健康保険事業特別会計で4億4,795万円の減少、介護保険事業特別会計で4億7,260万円の増加となっている。また、公営企業会計の資金剰余額が3億9,448万円の減少となっている。

ウ 実質公債費比率について

実質公債費比率は9.5%であり、令和元年度の実質公債費比率10.4%より0.9ポイント改善し、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

エ 将来負担比率について

将来負担比率は65.0%であり、令和元年度の将来負担比率64.9%より0.1ポイント悪化し、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。